

# 電気料金等の見直しに関するご案内

弊社は、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「北海道電力NW」といいます。）が2026年11月1日より託送料金を見直しすることに伴い、**2026年11月1日より電気料金および電気料金以外の供給条件の一部見直しを実施いたします。**

代表的な契約種別（料金種別）における見直し幅は以下のとおりであり、その他の各契約種別（料金種別）における見直し後の電気料金単価については、添付の「電気料金単価表」よりご確認をお願いいたします。

## ■ 代表的な契約種別（料金種別）における見直し内容

| 電圧       | 契約種別<br>(料金種別)      | 項 目           | 変更前単価    | 変更後単価    | 見直し幅    |
|----------|---------------------|---------------|----------|----------|---------|
| 高压       | 業務用電力<br>(一般料金)     | 基本料金 (円/kW)   | 2,693.20 | 2,970.10 | +276.90 |
|          |                     | 電力量料金 (円/kWh) | 23.40    | 23.47    | +0.07   |
| 特別<br>高压 | 業務用電力<br>(A料金・60kV) | 基本料金 (円/kW)   | 2,619.50 | 2,742.40 | +122.90 |
|          |                     | 電力量料金 (円/kWh) | 20.98    | 21.05    | +0.07   |

弊社ホームページでは、電気料金の見直しに関する特設ページを開設しております。

特設ページでは、お客さまご自身で電気料金見直しによる影響額を試算できるページや、変更後の各種約款等見直しに関する内容をご案内しております。

なお、右の二次元コードからもアクセスいただけます。



## ■（参考）託送料金の見直しの背景（北海道電力NWプレスリリースより要約）

レベニューキャップ制度<sup>※1</sup>の下、第1規制期間<sup>※2</sup>の事業計画に基づき、高経年化設備の更新・保全や再エネ導入拡大に向けた設備増強等の取り組みを進めておりますが、事業計画の策定時点では想定できなかった物価上昇等による資機材調達コストや労務費の増加に加え、金利上昇により資金調達コストも増加している状況です。

施工力やサプライチェーンを維持し安定供給を確保するためには、物価等の上昇分を適切に工事を担う協力会社に対する取引価格へ反映していく必要がありますが、物価や金利等の上昇影響の全てを経営努力で吸収することは困難な状況となっていることから、経済産業大臣より承認された「託送供給等に係る収入の見通し」に基づき、託送料金を変更するものです。

託送供給等約款の変更に関する詳細については、北海道電力NWのホームページにてご確認をお願いいたします。

※1 レベニューキャップ制度とは、一般送配電事業者に必要な投資の確保とコスト効率化を両立させながら、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図っていくため、事業計画に基づく費用（収入上限）について国が承認し、事業者は収入上限の範囲で、創意工夫しながら事業を推進していく制度のことをいいます。

※2 第1規制期間とは、レベニューキャップ制度において設定された2023年度から2027年度までの最初の5年間のことをいいます。

## ＜電気料金以外の供給条件の見直し内容＞

### ■計量器故障時等における使用電力量等の協議方法の見直し

計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合の使用電力量または最大需要電力は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等が算定した値を用いて、弊社とお客さまとの協議により決定しておりますが、協議手続の簡素化のため弊社と一般送配電事業者等との協議により決定することに見直しいたします。

なお、見直し前後で託送供給等約款に基づく算定方法に変更はないため、協議結果に実質的な違いはありません。

### ■解約の予告方法の見直し

お客さまが電気料金の支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合等には、あらかじめ書面等で予告した上で、需給契約の解約を行うことがあります。お客さまが正当な理由なく予告を受け取られない場合、書面を書留郵便にて発送し、その 2 日後に予告したものとみなすことに見直しいたします。

### ■進相用コンデンサ開放時における力率の協議方法の見直し

お客さまに進相用コンデンサの開放をお願いするときに電気料金の算定に用いる力率は、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者等が算定した値を用いて、必要に応じて弊社とお客さまとの協議により決定しておりますが、協議手続の簡素化のため弊社と一般送配電事業者等との協議により決定することに見直しいたします。

なお、見直し前後で託送供給等約款に基づく算定方法に変更はないため、協議結果に実質的な違いはありません。